

厚生労働省発近厚1026第1号

登録更新通知書

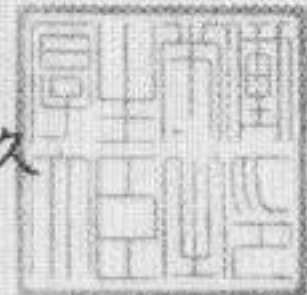
大阪府大阪市浪速区下寺三丁目11番14号
株式会社 東邦微生物病研究所
代表取締役 西村 公一

平成28年7月27日付けの申請について、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第34条第1項の規定に基づき、貴機関を同法第4条第9項の登録検査機関として登録の更新をしたので通知する。

登録の有効期間の満了日は、平成33年11月26日とする。

平成28年10月26日

厚生労働大臣 塩崎 恭久



登録検査機関が行う製品検査の種類
食品衛生法第26条第1項、第2項及び第3項に基づく細菌学的検査

登録検査機関が製品検査を行う事業所の名称及び所在地
株式会社 東邦微生物病研究所
大阪府大阪市浪速区下寺三丁目11番14号